

幼保連携型認定こども園への移行の過程と課題

中塚 勝俊¹・ 山本 幾代²・ 川原 亜津美³

The Process and Tasks of Making the Shift from Kindergarten to Centers for Early Childhood Education and Care

Katsutoshi Nakatsuka, Ikuyo Yamamoto and Atsumi Kawahara

要約

本報告は幼稚園から認定こども園への移行の実際に直面し、試行錯誤を重ねながら問題解決を図ってきた当事者からの記録である。移行までの準備段階において、特に食育と3歳未満児の保育環境の物理的環境に強調が置かれた。

残された主な課題は、短時間保育と長時間保育のカリキュラムをどのように編成していくかということと3歳未満児の保育の質をどう高めていくかということである。

キーワード：幼保連携型認定こども園，預かり保育，短時間保育，長時間保育，食育，保育室の環境，3歳未満児

(Abstract)

This paper reports on the process and tasks of making the shift from kindergarten to centers for early childhood education and care. This report is based on the viewpoints of the authors themselves who are deeply involved with carrying out the shift and finding solutions for the related issues. In the course of preparing for the shift, the focus was on food and nutrition education and the nursing room environment for the under 3-year-olds.

The remaining major issues are how to adjust the curriculum for long-term and short-term nursing and how to improve the quality of nursing for infants under three years of age.

Keywords: Centers for Early Childhood Education and Care, Basic nursing time, Short term nursing, Long-term nursing, Food and Nutrition Education, Nursing room environment, Infants under three years of age

*受理年月日 2017年7月31日，¹高松大学発達科学部教授・²高松短期大学保育学科准教授・³高松大学発達科学部助教

1. はじめに

子ども・子育て支援新制度が2015年4月から実施された。この制度により多くの私立幼稚園も幼保一元化や運営費の補助などに関心を持ち、新制度の下でいずれかの種類の認定こども園への移行を様々な理由で考えざるを得なくなった。本園にとっても移行の背景に種々の問題が横たわっていた。女性の社会進出による平日の預かり保育の数の増加や夏季・冬季休業中の預かり保育園児数の増加、また保護者にとって切実な問題として長子は本園、次子は他の保育園へ朝夕送り届けなければならない現実には保護者にとっては過大な負担となっている現状があった。

そこで本園の母体である学園の理事会において幼保連携型認定こども園への移行が決定され、そのためのこども園開設準備委員会が立ち上げられた（以下準備委員会と略す）。準備委員会の構成員は幼稚園、大学、短期大学の幼児教育の専門家、事務局員から成っていた。

本報告は移行に関する課題や問題点をアンケート方式や調査法のみならず、移行の実際に直面し試行錯誤を重ねながら一つ一つ問題解決を図ってきた当事者(筆者)からの報告である。言わば深くかかわりながら見えてきた諸問題を述べるものである。

2. 本園のあゆみ

本園は1960年9月に創設され、本年（2017年3月）まで私立幼稚園として幼児教育を通して地域社会に貢献してきた。その間、設置形態が大学、短期大学と統合され学校法人となった。1969年からは短期大学児童教育学科が設置され、幼稚園教諭免許付与のための教育実習園として重要な役割を担ってきた。

一方、園児の収容定員は一時期580名であったが、その後減少し続け、1995年には定員は450名に減少した。現在でも400名前後を推移しており少子化の影響が押し寄せている。

3. 移行への背景

本園が幼保連携型認定こども園へ移行することにより、以下の事由で今まで以上に質の高い乳幼児期の保育・教育の統合的な提供を目指すことが可能になると思われる。

(1) 多様なニーズに対応できる人材の育成（保育士養成校としての機能）

幼保連携型の認定こども園を、大学・短大で幼稚園教諭及び保育士をめざす学生の実習の場として活用し、大学との連携を通して、夏季・冬季な長期休業中の保育や女性の就労形態の変化による保育時間の多様性など多岐にわたる保育現場のニーズに対応できる優秀な人材（保育教諭）の育成を図ることが可能である。

さらに、大学・短大と本園が緊密に連携することで、保育教諭の資質向上のための実践的研究を推進させることができる。これらの研究で得られた成果は地域に貢献に資するものである。

(2) 園児数の減少による様々な課題への対応

少子化が進行する中で、幼保連携型認定こども園に移行することによって子どもの健やかな成長にとって大切な集団活動や異年齢交流の機会の確保ができる。とりわけ0～5歳までの年齢層の中で、乳幼児相互のかかわりはその後の社会的発達に大きな影響を及ぼすと思われる。

本園では、2008年度以降園児数が減少し続けている現状がある。そのための対応策として、2012年度から満3歳児を年度途中から受け入れて、園児数の回復を図ってきたが、定員不足は解消されていない。

(3) 預かり保育希望者増加への対応

園児数が減少する一方、預かり保育の園児数は増加の一途をたどっている。さらに預かり保育の開始時間の前傾傾向、終了時間の延長を求められている。特に長期休業中（夏季・冬季など）における預かり保育園児数も着実に増えている。あるいは一日単位で不定期に預かりを希望している保護者もある。これらのことは母親の就労等の理由により、幼稚園に保育所的機能を求める保護者が増加していることを物語っていると思われる。就業形態が多様化する中で、幼保連携型認定こども園へ移行することによって保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となる。

また、満3歳児の入園希望が増加している現状の背景に、幼稚園に在籍している兄弟姉妹と同施設に通園したいという親のニーズがある。このことは、地域住民が3歳未満児保育を望んでいることへの対応にも繋がる。

(4) 教育と養護の一体化

0歳児からの一貫した保育・教育を行うことにより子どもの育ちの保障が得られる。子どもの育ちは、保育の質に深く関係し、保育教諭の力量に大きく影響を受ける。そのような考え方の下、同じ施設内で、保育教諭の人事交流、合同研修などを積極的に行うことにより、0歳児からの教育と養護の一体化をめざす保育教諭のあるべき姿を追求できる。

(5) 行政による財政的支援

認可保育所の設置認可に係る規制緩和、並びに認定こども園への優遇措置による財政上の特例の対象となる「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、幼保連携型（認可幼稚園と認可保育所が連携し、幼稚園機能と保育所機能を一体的に発揮できるタイプ）の特例により、施設設備費、運営費の助成が可能になる。

(6) どのような認定こども園をめざすのか

0～2歳児の保育においては愛情に満ちた養護と教育を基礎基本に置き、かつ教育的環境の豊富化を図り、保護者にとって安心して預けられる園としたい。3～5歳の保育において

は今まで以上に教育力を高め 3 歳未満児と 3 歳以上児のスムーズな育ちを図るため、0～5 歳の一貫したカリキュラムの編成をめざす。

(7) 乳幼児期からの食育の推進

今、食を取り巻く課題は数多く存在している。0～5 歳にわたって完全給食を実施することにより、食の安全性を高め、地産の食材の採用などにより季節感あふれる食生活を体験させることができる。さらに食器類なども本物志向（陶器、磁器など）に根差した環境構成を考える。このようにして食育を総合的育ちの一環として考える。

(8) 認定こども園の設置による地域貢献

育児不安の大きい保護者やその家庭への支援を含む地域子育て支援の充実をめざし、例えば、園内に子育て支援センターを設置する。そこに専門スタッフを配置し、さらに大学・短大の幼児教育の専門家と連携して当センターの機動性を図る。

4. こども園開設準備委員会の発足と検討課題

本学園では理事会で認定こども園への移行の承認を受けた後、早々に準備委員会を発足させ、3 歳未満児の保育室の在り方、食育を含めた給食の在り方などについて計 10 回の準備委員会を開いた。準備委員会の構成員は学内の幼児教育の専門家（保育領域、乳児保育領域）、事務、幼稚園関係者（園長、副園長）など 6 名から成っていた。

主な検討課題は、以下の通りであった。

- 1) 3 歳未満児の保育室などの増改築工事と内部のレイアウト（保育室、調乳室、保管庫、配膳室、食器類、冷蔵庫、食器棚など）
- 2) 給食やおやつの調理場所や運搬方法、アレルギー食への対応
- 3) 募集要項の作成（1 号、2 号、3 号認定それぞれについて）
- 4) 職員の保育所での事前実地研修
- 5) 職員の勤務形態

1)、2) については本園の諸事情と深く関係してくるため説明を要する。

現有の土地の広さの関係上、3 歳未満児のための保育室は新たに設ける必要があるため、既存の 1 階部分の事務室、プール、2 階部分の保育室（2 部屋）を取り壊し、クッキングルームのみを残し、他はすべて増築した。その結果、1 階は基準に見合う 3 歳未満児の保育室、2 階は子育て支援センター（2 部屋）、リズム室を新築した。結果的に給食やおやつの調理場所のスペースが確保できず、他の方途を考えざるを得なかった。3 歳未満児の食事やおやつは自園調理と定められていることの解釈を巡って関係機関と協議を重ね、隣接する大学の学生食堂を運営している業者に委託し、食事やおやつを搬入してもらい食器類は本園で用意し配膳のみを園内で行うことに落ち着いた。食事後の食器類の洗浄は園内で行っている。

5. 幼保連携型認定こども園許可までの諸準備

許可を受ける前の手続きとして、本園は学校法人の私立幼稚園で創設されていたため県の所轄部門を通して文部科学省へ幼稚園の廃止願を届ける必要があった。しかる後に本園は幼保連携型認定こども園への移行を予定していたため、社会福祉施設としての諸基準を満たさなければならなかった。そのための行政機関への提出書類は合計 39 種類にのぼる膨大なものであった。主な許可申請のための書類の項目は以下の通りであった。

- 1) 施設整備協議関係 (4 種類)
- 2) 法人関係 (10 種類)
- 3) 整備計画地 (5 種類)
- 4) 工事関係 (6 種類)
- 5) 地域住民の同意等 (7 種類)
- 6) 借入金償還計画 (5 種類)
- 7) その他 (2 種類)

これらの関係書類作成には限られた時間の中で多大な時間と労力が払われた。当然のことではあるが本園のスタッフだけでは処理できるものではなく、法人事務局の惜しみない支援なくしては作成できないものであった。

6. 移行前の保護者の関心事項

2017 年度幼保連携型認定こども園への移行にむけて、保護者への説明会を実施する予定となった。その前に、保護者はどのようなことを知りたいのか、不安に感じているのかと思ひ、その点を明らかにするため、アンケート調査を行った。アンケートは自由記述式で 121 枚の回答が得られた。記述内容を項目ごとに整理した結果、保護者の関心が高い項目(回答数)は、「保育料」(60)、「教育・保育内容(特別教育等)」(46)、「預かり保育」(34)、「参観等園行事」(32)、「給食・おやつ」(31)であることがわかった。

斎藤ら(2015)の研究においても、保護者が幼稚園・保育所を選択する基準として重視する項目に、「保育料金」「園の保育内容」「給食の有無」「長時間保育の有無」等が挙げられている。本アンケートでも記述の多かった「保育料」「預かり保育」「給食・おやつ」は、保護者の生活に直結している事項であると言える。

保育料については、市の HP 等に利用者負担金額表が掲載されているが、その他に、園に支払う料金等を考慮すると、実際に月々必要な料金がイメージしにくいのではないだろうか。現在の料金と大きく変わるのか、安くなるのか、高くなるのか、家庭によって違うのか。すべての家庭へ向けた市の情報に加えて、これまで幼稚園に通っていた子どもの家庭がどのように変わるのか、という点に絞った情報が必要であるようだ。

預かり保育については、保育時間に変更があるのか、といった記述も多くあり、預かり保育を利用できる保育時間とその料金について関心が高いようであった。「幼稚園の保育・教育時間プラス預かり保育」を利用してきた保護者にとって、そもそも朝から夕方まで一日保育・教育を行う幼保連携型認定こども園になると、どのように変わるのか、そこに関心を持つのは当然だろう。「幼稚園プラス預かり保育」と「2号認定として保育を受けること」にどのような違いがあるのか。認定によって保育内容が変わるのか。一か月の預かり

保育の利用時間によって、1号認定と2号認定、どちらが保育料は安いのか。同じ施設を利用していても、保育料、利用の仕方に多様性が生まれることへの困惑があるように感じられた。家庭の事情に応じた利用方法があることを具体的に説明できれば、ある程度見通しが持てたのではないだろうか。

給食・おやつについては、今の外部搬入の方法では離乳食に対応できないのではないかと、3歳未満児のみ、または2号認定の子どものみ自園調理の給食になるのか、お弁当の日が今後もあるのか等の記述がみられた。給食・おやつについては、良い方向に変わるのではないかと、という期待や要望が込められているものもあり、子どもの食への関心が高いことがうかがえた。

7. 移行直前、直後の問題

先述した3歳未満児の保育室等の工事が完了したのが、2017年2月28日であった。

移行開始までの1ヶ月間で保育室の備品、保育用品等を急いで準備しなければならなかった。人事面については3歳未満児の保育士の多くは本園で非常勤教員として勤務していた人が常勤保育士として働きたいという意向が出されたので、常勤としての辞令の発行を3月中に前倒し、4月開始の任に当たってもらった。

0,1,2歳児の定員充足への課題は現在も引き続き大きな問題である。0歳児12名、1歳児24名、2歳児30名をそれぞれ定員として申請し許可され、それぞれの定員に見合った基準面積を確保し保育室を用意したが、肝心の必要な保育士を確保できない状態が続いている。このことは待機児童の問題に関係してくるのでどうにか解決せねばならないのだが、保育士養成を担っている本学においても人材の確保が難しいのが現状である。そしてこの問題は、3歳未満児の定員充足に絡むのみならず、土曜保育、職員の勤務体制、延長保育（早朝、保育終了後）と勤務体制とも深くかかわってくる。

入園のための周知会の開催も複雑であった。従前と同様の1号認定児のための周知会、2号認定児、3号認定児のための周知会を別々に複数回開催した。尚且つ2号認定の希望を出しているが結果的に行政機関により1号認定に変更され、預かり保育を希望する保護者への説明会もその都度対応した。

8. 食事の提供に関する事項

現行の制度では3号認定の3歳児未満は完全給食（午前・午後のおやつと昼食）、2号認定の子どもは主食なしの給食（副食と午後のおやつ）、1号認定の子どもは給食の提供はなしとなっている。制度上は、1号認定の給食はなくても良いが本園では、子どもの保育時間等の実情に合わせたものとなっている。食育の視点からも園で食事をすることは重要な指導内容が伴われると考える。

幼保連携型認定こども園に移行することにより、在籍する子どもの年齢は0歳児から5歳児までと発達に幅が生じるが、食事の内容（メニュー）は子どもの発達に応じたものを

提供すべきである。離乳準備期から幼児食に至るまでを考慮する必要がある。現状を踏まえると、何が子どもにとって重要なのかを再確認する必要がある、食材を提供する「器」(食器)に視点を絞って食環境の変化を考察することとした。本園の食育活動・食の安全・食の文化等を実践的に検討、考察をする。

8-1. 移行前と移行後の給食提供の変化

認定こども園への移行前の本園では、週4回給食センターからの幼児用お弁当が実費で提供されている。また、子どもに人気のあるカレーライスが月数回あり、温かいご飯に温かいカレーは、食欲を増進させる。他は「お弁当」であり、委託業者のプラスチックの食品ごとに区分けしてある容器で、蓋には子ども向けのイラスト入りのものを利用している。

子どもの声は、「食べにくい」「ご飯が冷たくて箸でほぐしにくい」と言う。教員からも「弁当箱を左手に持てないから食べる姿勢が悪くなる」という声が出ている。また、子どもが家庭に帰って保護者に「食べたくない」と訴えるので、少しでも食べてほしいと願う保護者から「家庭からふりかけを持たせたい」との声も届いている。

「温かいものは温かく、冷たいものは冷たいうちに」の思いを子どもたちに提供できないか？食べることに意欲的に楽しく喜びをもってもらうために、「こども園になる」をチャンスに食について捉えなおす。2号認定、3号認定の子どもの食事に合わせて本園の子どもの食事を見直すこととした。

以下は、幼保連携型認定こども園主幹教諭のインタビューであり、設問・回答内容を[表1]に示す。

[表1]設問：食事の変化について

移行前の食事についての回答：

基本、毎金曜日は家庭の弁当持参。月曜日から木曜日は、給食業者の給食弁当である。預かり保育の子どもと夏休みのような期間は、家庭からの弁当持参である。おやつは、第2,4水曜日は市販のお菓子である。冷えたご飯が食べにくく食が進まない子や嫌がって幼稚園の登園をぐずる子もいた。

移行後の食事についての回答：

1号・2号認定の子どもは、月曜日から金曜日まで給食業者の給食弁当で、長期の預かり保育の2号認定のみ給食業者の給食弁当か、家庭からの弁当持参である。3号認定の子どもは、大学学生会館(大学生の食堂)へ業務委託をし、完全給食(朝のおやつ・昼食・午後のおやつ)である。第2,4水曜日は、帰宅が正午を過ぎるため、自宅から持ってきている軽食(おにぎり)を摂る。温かいご飯を子どもの食欲や意思に応じて教員と会話をしながら食べられる量を自分で決めて配膳する。

移行後の子どもや教員の様子についての回答：

始める前は、食事の配膳は、今までなかったのでどうしても余分な仕事が増えたと抵抗感があったが、今はあたりまえ、保育の一環だったと感じている。温かいご飯を「そろって、いただきます」と言える食事の風景は子どもの食育に必要だった。子どもの食も増えた。結果的に良かったと思っています。また、園外保育の後お腹を空かせて帰る子どもたちに他の学級の子どもたちと教員が配膳をする気配りができる子どもたちの姿が見え、助け合いの心が食事の配膳のお手伝いをすることで養われていることも喜んでいる。

8-2. 器のこだわりと子どもへの影響

現在使っている「お弁当箱」は、確かに子どもの声を聞くまでもなく、「食べにくい、器がもてない、ご飯が一つに固まり一口ごとに箸でほぐせない、おいしくない」だろうと想像はつく。そこで、「食事を楽しむ、おいしく」の基本に立ち返ることと、日本文化の食事のマナーや食育までを考慮し、食器のあり方を検討した。

・陶器への思い

食器は子どもたちが毎日使うものだけに、安全、衛生的であることが求められる。家庭的な雰囲気があり、有害物資を含まない陶磁器、強化磁器など子どもの発達段階に合わせて選ぶ。また、子どもが食器を持ちやすく食品のもつ温かみや冷たさが手に伝わり食することへの意欲と期待がもてる食器でありたい。子どもにはより本物のものを使わせたい。食品が映える器でメニューによって配膳されているものを見るだけで食欲がそそられる盛り付けでありたい。

・陶器を取り扱う子どもに何が育つか

陶器の食器となると「割れると危険」な陶器。大人にとっても陶器を取り使う人は、重さが負担となり、その上、割れるという点で反対の声がある。しかし、子どもも大人も「割れない食器」は、扱い方が雑になりはしないだろうか。子どもだから落とすこともあり、割れることもあるが、その経験で「扱い方によっては割れる」「割れるから大事にする」「割れると手や足を切ることもあり危険である」「割れた後の周りの気遣いや危険回避」「割れたものの取扱い方」などを子どもは学ぶのである。むしろ割れない食器を使うことでこうした子どもの育ちを奪っていることにもなる。陶器から伝わる料理の温かさや冷たさを味わうことができる。

・食事の思いと自分の前に並ぶ食事と配膳

子ども時代から日本の食文化を毎日の楽しみから自然に身に付けられるようにしたい。しなやかな心と体を食事の作法からも養いたい。以上の気持ちから取り組みを開始した。

食事に関するあらゆる変化や対応について、幼保連携型認定こども園主幹教諭にインタビューをおこなった。その設問・回答内容が[表 2][表 3][表 4][表 5]である。

[表 2] 設問：保育現場での陶器の食器の反応

回答：

2016年6月から陶器の食器を使用することは、認定こども園の移行に先行して実施した。温かいご飯を陶器のお茶碗によそうことに慣れていない子どもと教員の混乱は思いのほかなくスムーズに移行できた。乱暴に扱うと「割れる」ことの意識はあり、丁寧に扱っているため子どもが「割る」ということはない。おかずは今まで通り「お弁当箱」に入れて配膳されている。

[表 3]設問：配膳と外部委託の現状

回答：

調理師が子どもたちや教員の声を業者に届け、何度も連絡をしながら進めている。月に1回、副園長も含め検討会を実施している。今まで教員は業者に意見を言わなかったが、調理師がいてくれることから専門的な話し合いができています。子どもに人気の「カレーライス」「うどん」は子どもたちの食事の終わる時間が同じになるので、時間がかかっていた子どもの食後の活動や子ども同士の友だち関係にも違った姿が見え始めている。

3号認定の子どもの食事は、朝のおやつから完成したものが配達され、調理師により配膳・配食される。

調理と食洗機の場所が離れすぎているため移動の困難さがある。

[表 4]設問：アレルギー食の対応と業務委託社との連携

回答：

現在、軽度を含むとアレルギー食を摂っている子どもは20名である。アレルギー食を希望する保護者と話し合いをし、園の栄養士と業者の栄養士が打ち合わせをして決定する。現在のところ混乱もミスもない。双方で確認をし、誤食しないように細心の注意を払っている。

[表 5]その他

回答：

保護者の給食に対する思いはさまざまである。食べられるものが少ない子どもの母は「家庭から持って行くお弁当の日が欲しい」と言っている。保育者は食育として、食欲がない子に、作ってくれる人の顔が見え、感謝する気持ちを育てたい。

4月頃、「給食を食べたくない、給食があるから幼稚園に行きたくない」と苦しむ子どもの姿がある。煮物や酢の物は残食が多い。食べられない子は温かいご飯でおにぎりを作ることができ、それを喜んで食べる姿を観ると、食べられるおにぎりによって気分転換や抛り所へと繋がるような出来事もあった。

また、3号認定は規定を守りながら進めている。0,1,2歳の量のバランスが取れていなかったり、味付けが濃すぎたりしたが、栄養士が子どもの様子を見ながら味を付け直すこともある。先生と子どもと一緒に食事をする時、やはり、子どもと同じものを食べることが

望ましい。2歳児が使用しているスプーンは使いにくい。

8-3. 考察

本園は開設当初より自園給食ではなく、家庭からの持参弁当及び業者のお弁当であったため、特に「ご飯の食器が陶器になり、配膳を教員がする」ことへの変化に対する不安があったようだ。「配膳に時間がかかり、仕事が増える」という不満にもなりかねない事柄を「園での食事は保育の一環」と捉えなおし、配膳時に「どのくらい食べられる?」「お腹が空いているからいっぱい食べる」「少しにして」「ふつうに」と子どもとやりとりしながらその子の体調や心情にまで気配りができるようになったことは高く評価できる。

保育所等のように、自園給食の完全給食（朝のおやつ、昼食、3時のおやつ、延長保育の夕方の軽食を自園で提供する）で給食室が園の敷地内に配置されている条件とは違うことによる戸惑いもある。しかし、園の行事や子どもの活動に合わせて、教員が協力して配膳を行うなど、教員同士がチームワークを取って保育を行っていることが読み取れる。

教員と子どもと一緒に昼食の準備をすることは食育推進活動としている。「保育所保育指針」の食育は『食を営む力』の育成に、5つの子ども像が記されている。そのうち、「食事づくり、準備にかかわる子ども」と「食べものを話題にする子ども」の実践が行われていることを評価できる。

園内の設備の配置、配膳後の保育室までの運搬、運搬上の衛生管理、安全基準など今後もチェックリスト等を利用して保つことを期待したい。

将来、自園給食で完全給食を提供できることを目標としたい。

9. 幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行時の教員研修

子ども・子育て支援新制度が2015年4月から実施された。幼稚園の大半は幼保連携型認定こども園に移行すると予測をしていたが、平成27年5月8日の内閣府「子ども・子育て本部報道発表」認定こども園へ移行した施設の内訳によると、私立幼稚園80%は移行しない結果となった。その理由には「利用調整の取り扱いに不安」「新制度の仕組みが理解できない」「施設の収入の面で不安」が主なものとしてあるが、教員側からみると「3歳未満児の生活や遊びに想像がつかないから不安」「3歳未満児の経験がないから不安」がある。その不安を解消するために、4月からの3歳未満児を受け入れる学習の一つとして、教員が夏休みを利用して、保育所に3日～5日間実習を行った。以下[表6][表7][表8]は、その体験を移行後3ヶ月経った6月に、幼保連携型認定こども園主幹教諭にインタビューしたものである。

[表6] 実習保育所の所長の事前学習を受けての感想

感想：主幹教諭からみた教員の様子や受け止め方

・幼稚園と保育所が違い過ぎてピンとこない感じだった。

- ・漠然としてしか受け止められない様子であった。
- ・しゃべらない小さい子の怖さを感じた。特に睡眠時呼吸確認など初めて知った。
- ・誰も質問をしない様子からも理解できない？想像ができず質問が出なかったように思われる。

[表 7] 保育所の実習体験の感想

- ・幼稚園と保育環境の違いに驚いた。おもちゃの豊富さ、種類の多さ、保育室の広さ、保育室の区分の仕方など衝撃的であった。
- ・0,1 歳児にも生活習慣があり、カリキュラム・デイリープログラムがあることを実感した。
- ・保育所の子ども年齢と H 幼稚園の保育環境の違いに驚いた。
- ・手づくりおもちゃを先生たちが休憩時間等に積極的に作っていた。
- ・保育時間の長さにはそれほど驚かない。
- ・3 歳未満児を中心に実習させていただいたが、保育所の 3,4,5 歳児の姿もみたかった。

[表 8] こども園に生かせること、その他

- ・保育環境
- ・おもちゃの取り入れ方と年齢ごとの発達とおもちゃ。(発達に合ったおもちゃ)
- ・食事の担当制の取り組み。1 対 3 の様子。
- ・保育者のシフトの組みかた。(長時間勤務と時差出勤)
- ・他の園から学ぶことの必要性を感じている。子どもの様子が分かる今、再び行って質問をして学びたい。

3 歳未満児の保育に対する不安は、驚きもあったようだが、保育の現場を体験することで解消されたところは大きい。さらに、3 歳未満児の子ども保育や保育室の環境をイメージできたことは準備をする上でも参考になり前進するきっかけになった。

保育士の時差出勤等で必ずしも担任が受け入れられない不安に関しては、実際に受け入れられている保育の様子を体験することによって、受け入れのポイント、保護者との確認事項など具体的に習得することができるなどの効果があった。

食事の取り方、おもちゃづくり、保育環境、デイリープログラムなどの課題はあるものの、3 歳未満児の保育をスタートさせることについて見通しが立てられている。実践を始めたからこそ同じ土台で議論できることも多いと感じるため、今後も継続して研修を企画していきたい。

10. 入園式の日程

今年(2017 年)は暦の上での日程が厳しく、3 号認定の入園式と 1,2 号認定の入園式を同日に行うことができなかった。本来は 3 歳未満児と 3 歳児が一堂に会して入園式を迎え

ることが幼保連携の理想的な在り方だと思うが、入園式を予定していた4月1日が土曜日であったことと、3,4,5歳児の先生方の学年末の多忙さの中で、1日も置かず入園式を準備することには無理があった。しかも今年度（2017年）は新任の先生が多く、辞令が渡されるのは4月3日になったこともある。そこでやむを得ず0,1,2歳児の入園式を4月8日の土曜日に延期した。しかし、入園前に保育を要望する保護者も居たので4月3日から保育を開始し数名の園児を受け入れた。

1.1. 子どもの登降園の時間管理

1号認定の子どもは、8時30分から14時00分の保育時間であるが、2号、3号認定の子どもは、保育標準時間の認定を受けた場合と保育短時間の認定を受けた場合によって保育の時間が異なっている。標準、短時間の認定は各世帯の就労時間、その他の保育を必要とする時間によって関係機関と協議し決定された。さらにすべての子どもに早朝、保育終了後の延長保育が提供された。このような多岐にわたる登降園について、クラス担任や事務室の窓口でそれぞれの保護者の送迎時間を時間管理することは煩雑を極めるので、保護者が送迎時に事務室置いてある記録用紙にその都度登降園の時刻を記入してもらっているのが現状である。このことを解決するために現在、ICT化により登降園管理システムの導入を検討しているところである。

1.2. 各種規定の見直しと改定

認定こども園への移行に伴い、園則（運営規程）、就業規則、給与規定、非常勤職員の就業規則等の見直しと改定を迫られた。主な見直しのポイントは、認定こども園に関する児童福祉法及びその他の法令に従い大幅な加筆、修正を加えなければならなかった箇所である。とりわけ3歳未満児にかかわる事項は、目的、職種、職務内容、食事の提供、アレルギー対応などであった。就業規則においてはこれまで幼稚園教諭のみの職種であったため勤務時間の割り振りは単純であったが、3歳未満児クラス（3号認定）、3歳児以上の2号認定と保育標準・保育短時間の勤務態様による8種類の勤務時間の割り振りを作成しなければならなかった。しかしながら、現実の勤務時間の中で、1時間の休憩時間をとることが労働基準法で取り決められているが様々な点で困難なことが多い。

1.3. 子どもの安全・衛生面に配慮した環境整備

既存の幼稚園施設の中に3歳未満児の保育室を設置するうえで、その保育環境のあり方については検討が繰り返された。まず、子どもの安全・衛生面に配慮した環境整備とすることについて、何度も確認された。3歳未満児の保育室はもちろん、一階土間、職員室、医務室の配置、クッキングルーム、屋外階段、給食の配膳室、また3歳未満児の保育室と同様に新設する子育て支援室、一時預かり保育室等が検討課題として挙げられた。すでにある施設を改築するなかで、変更不可能な箇所もあり、そのなかで、衛生面に配慮した食事

の運搬、配膳ができること、これまでなされてきたクッキングを今後も継続すること等、重要な点を確認しつつ、配置が決められた。

0,1,2 歳児のトイレと手洗いの設置についても、排泄訓練や手洗いの習慣等を身につける重要な時期であることについて確認された。子どもの人数に対しての便器や手洗いの数、それらの位置等、子どもの動線を考えながら、配置が決められた。シャワーや沐浴についても、3 歳未満児だからこそその保育の見通しを持つことが求められ、検討していった。

課題はあったものの、限られたスペース、条件のなかで試行錯誤がなされた結果、より安全・衛生面に配慮した施設へと変わることができたと思われる。

1 4 . 3 歳未満児の保育環境

0,1,2 歳児の保育室の配置を考える際には、施設全体の中心に置くことが重要事項として確認された。本園での生活のなかで、3 歳以上児と 3 歳未満児が自然とお互いに関心を持てる配置にすることが望まれたからである。園生活のなかに 3 歳未満児が加わることにおける 3 歳以上児への影響は大きく、ただ場所を共有するだけでは決してないはずである。生活のなかで自然と交流が持てるようにするためには、比較的行動範囲の小さい 0,1,2 歳児の保育室を中心に置くことが最善であると考えた。

保育室の配置が確定すると、窓の位置について検討が行われた。0,1,2 歳児の子どもが、窓を通して、3 歳以上児の活動の様子を見ることができることがポイントとなった。そこで、園庭に面している壁に子どもたちが外をのぞくことのできる窓が設置された。

3 歳以上児と 3 歳未満児とのかかわりを望んで、保育環境が整備されたが、実際にはどのような子どもの姿があるのか。また保育環境面について戸惑った点や今後の課題と思われることは何か。その点について、移行後 3 ヶ月経った 6 月末に、幼保連携型認定こども園主幹教諭にインタビューすることができた。その設問・回答内容が以下の[表 9][表 10][表 11][表 12]であり、それぞれの内容について、考察した。

[表 9]設問：移行後の 3 歳以上児の子どもたちの反応について

回答：

- ・ 0,1,2 歳児の保育室をのぞきながら通っており、3 歳未満児の子どもたちの様子を気にかけていることが感じとれる。
- ・ 3 歳以上児の自由遊び時間には、3 歳未満児の保育室の前やおさんぽカーに集まる姿がある。
- ・ 動きが活発であったり、大きな声を出しがちであったりする子どもも、3 歳未満児の保育室の前では声のトーンを下げたり、廊下を走らず歩いたりしている。
- ・ クッキングルームが 3 歳未満児の保育室に近いことで、クッキングの時間も静かに過ごさせている。
- ・ 3 歳以上児の子どもが泣いている際に、3 歳未満児の保育室の前に行くと、泣きやむ。

3歳未満児の保育室を子どもの活動範囲の中心に設置したことで、クッキングやプール等への移動の際や自由遊び・外遊び中に、窓を通して3歳未満児の様子を見ることができている。3歳未満児へ関心を持っている様子がうかがえる。また自分より小さい友だちのことを思い、「眠っているかも」「泣いているかも」と想像ができるからこそ、大きな声で驚かせないように、と自分の言動を制御できている。また弟妹がいない子どもも、小さい子の前では自分もお兄ちゃん、お姉ちゃんである、という意識が芽ばえているようである。

3歳未満児の子どもたちも、近くに来てもらえることで、多くの人に見守られる安心感を得たり3歳以上児の様子に刺激をもらったりしているだろう。保育室の窓から、廊下、園庭を見ることで、3歳以上児が成長のモデルとなる。これからの遊びのイメージを持ち、自分も「あんなことしてみたい」という意欲につながっているだろう。

[表 10]設問：移行後の保護者の方々の反応について

回答：

- ・ 預かり保育の迎えの際に、保育室を見て「かわいい」「こんな部屋なんだ」「こんなベビーカーなんだ」と関心を持った声が聞かれる。
- ・ (下の子を) 早く園に入れたい、との声もある。
- ・ 移行前は行事やカリキュラムの変更があるのでは、と不満の声が聞かれていたが、今年度移行してからは不満の声はない。
- ・ マイナスなど捉え方はこれまではないようである。

3歳以上児の保育室とは違った環境となっていることに、保護者も関心を持っているようである。3歳以上になっている我が子にもこんな時期があったと思い返したり、下の子どもを預けるイメージを持てたりするようである。こども園に移行する前は、変わることに對する不安感があったようだが、実際に3歳未満児の保育室ができ、そこに3歳未満児の子どもがいて、生活があることが実感できると、その可愛さやあたたかい雰囲気から、マイナスな考えは出にくいようである。また3歳以上児の保育・教育に関しては大きな変更なく、これまでのカリキュラムで進められていることも、不満を感じにくい要因ではないか、と考えられる。

[表 11]設問：保育するうえで戸惑った点（環境面）

回答：

- ・ 0歳児の保育室に安全柵等、スペースの区切りがなかった。

さまざまな玩具や柵等で、保育室が作られていたが、子どもたちの行動に合わせたスペースづくりという点では課題もあったようである。実際に保育を始めてから、子どもたちの動

きや関心に合わせて、必要なものを用意し、保育者が創意工夫を凝らして、より良い環境を作り上げたようである。

[表 12] 設問：今後の課題について

回答：

- ・ 3 歳未満児が安全に遊ぶことのできる園庭環境。
- ・ 3 歳以上児と 3 歳未満児との交流について。
(行事、生活のなかでの交流、3 歳未満児の保育室への出入り等)

今後の課題として、まず園庭環境が挙げられた。園庭を共有するためには、3 歳未満児の安全も 3 歳以上児の活発な活動も保障していく必要がある。園庭での活動時間を分けて、別の時間に園庭を利用する方法もあるが、自由遊びのなかで、共に園庭で過ごし、3 歳以上児とのかかわりをはかりたい思いもある。そのため、安全・衛生面に配慮が行き届いた 3 歳未満児の園庭スペースの設置が望まれている。

また 3 歳以上児との行事、生活のなかでの交流をどのように作っていくか、3 歳未満児の保育室に 3 歳以上児が遊びに行くことをどのようにとらえていくか、という課題が挙げられた。かかわりを持つことが、3 歳以上児にとっても 3 歳未満児にとっても良い刺激となることを保育者は実感しているが、どのように進めることが望ましいのか、今後検討していく必要があるようだ。

15. 今後の課題

15-1. 保育観のずれ

従来の研究において、幼保連携型認定こども園において 3 歳未満児クラスと 3 歳以上児クラスの職員間の保育にかかわる考え方の違いが指摘されている（五十嵐ら，2014；下里ら 2014，松井ら，2009）。この点に関して、今のところ本園においては表立った問題は見つかっていない。一つには 3 歳未満児クラスの職員は移行前幼稚園の教職員であった人が自らの意思で 3 歳未満児クラスの担当を希望したことが主因かもしれない。他の職員は他保育園から転勤してきた者と新卒の者であった。そのほか週 3 回程度の合同の終礼と、問題によっては、園長，教頭，主幹教諭，3 歳未満児のクラス主任，3,4,5 歳児の団主任のミーティングを月 2~3 回行って問題点の共有化を図ったり具体的方策について話し合っていることも問題の軽減につながっているのかもしれない。

3 歳未満児クラスのある担任が「3 歳未満児クラスの乳幼児に皆が声掛けしてくれて孤立している気がしない」といみじくも語ったことがある。この言がすべてを表しているかもしれない。また、3 歳未満児クラスの部屋は南北に位置している 3,4,5 歳の部屋に囲まれコの字型の縦線の部分で奥まったところに位置しているため、教職員も 3 歳以上児の子どもたちも北館の 3 階にあるリズム室，南館に隣接する事務室へ移動する際に、一日に何回も 3

歳未満児クラスの部屋の前を通らなければならない。いわば園内の重要な動線上に 3 歳未満児クラスの部屋はある。このような人的空間的条件も関係しているのかもしれない。

15-2. 0,1,2 歳児のカリキュラム編成

本園の 0 歳児クラスは入園時生後 4 ヶ月から 1 歳までの子どもを受け入れており、現在 6 名が在園している。このクラスの園児の身体能力は、月齢差によると思われる個人差が大きく保育に苦勞している。ある子どもは 10 ヶ月齢で一人歩きをし、ある子どもは 1 歳で伝い歩きをするといった具合で、その子の身体発達等に応じた個別のカリキュラムをさらに検討せざるを得ない状況にある。特に一人歩きできる子どもの場合、行動範囲が広い分、興味・関心、指差し行動、言葉とあらゆる発達の側面が連関しているからである。

1 歳児クラスになるとほとんどの子どもが一人歩きが可能となるので、0 歳児に比べて 1 歳児クラスとしての保育カリキュラムで対応しやすい。

2 歳児クラスとなると理解言語が発達し指示も通りやすい。ただ表出言語には個人差が大きく、言語や表現の保育内容において個に応じた 3 ヶ月スパンくらいのカリキュラムが必要と思われる。

これらの保育カリキュラムの問題点は、子どもたちの年齢を 12 ヶ月ごとに区切りクラス単位で活動を計画する点で問題が生じてくると思われるので、活動内容カリキュラムの内容によっては 0 歳児クラスの園児であっても 1 歳児クラスの園児と生活空間を共に過ごす方法が当然考えられる。

ただこれまで述べてきた内容は入園してから 3 ヶ月しか経っていない中で考えられたことであるので、例えば 3 ヶ月後、6 ヶ月後は随分と子どもたちの様子が変わるかもしれない。

15-3. 3 歳以上児（2 号認定）のカリキュラム編成

本園においても 1 号認定が降園した後、3 号認定、2 号認定（短時間児、長時間児）、1 号認定の内預かり保育を希望する園児が引き続き教育・保育を受けることになる。しかも 2 号認定と預かり保育園児は同じ部屋に集まり異年齢構成となっている。3 号認定は独自の保育カリキュラムの下で降園時間まで過ごす。異年齢のためのカリキュラムをどのように編成したら良いか検討中である。例えば、3,4,5 歳児が共通の時間帯を過ごす時間を“コアタイム”と位置づけ重要と思われる活動を 3,4,5 歳それぞれに特徴を出して展開させるのも工夫の一つであろう（五十嵐ら、2014）。もちろん腰山（2007）も指摘するように、カリキュラム編成を行うときには発達程度に十分な配慮と異年齢交流の在り方に無理のないように特段の考慮が必要である。このように 1 号認定と過ごす同年齢クラスと午後からの保育終了後の異年齢クラスの、それぞれの特徴を活かす保育の在り方を考えなければならないと思っている。いずれにしても幼保連携型認定こども園への移行により、従来の幼稚園での保育と比較して、子どもたちの育ちにおいてどこがどのように変わってくるのか新たな課題を背負ったことになる。

<参考文献>

- ・内閣府・文部科学省・厚生労働省（2015）『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』フレーベル館
- ・斎藤 裕・小池 由佳・角張 慶子（2015）「地域子育て支援拠点事業利用保護者を対象とした保育意識調査—「認定こども園」創設に関する意識と幼稚園・保育所（園）の選択基準—」人間生活学研究, 6, 27-39.
- ・五十嵐 淳子・北見 由奈（2014）「認定こども園への移行に伴う課題」白鷗大学教育学部論集, 8 (2), 333-347.
- ・下里 里枝・石野 秀明（2014）「保育者は幼保一元化のメリットとデメリットをいかに意識しているか」学校教育学研究, 26, 7-16.
- ・松井 剛太・越中 康治・若林 紀乃・樟本 千里・藤木 大介・上田 七生・山崎 晃（2009）「認定こども園のカリキュラムに関する課題と展望」幼年教育研究年報, 31, 15-21.
- ・文部科学省（2008）『幼稚園教育要領解説』フレーベル館
- ・厚生労働省編（2008）『保育所保育指針解説書』フレーベル館
- ・腰山 豊（2007）「認定こども園における教育・保育内容及び方法の在り方（1）創設期の課題を中心として」聖園学園短期大学研究紀要, 37, 1-12.